

6月定例会の議案質疑等の内容

※6月定例会(6月2日から6月22日まで開催)では、市長提出議案12件のほか、議員提出議案2件を審議しました。質疑、討論の主な内容は下記のとおりです。

市長の給料の額の特例に関する条例

趣旨 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う深刻な経済状況を踏まえ、市長の給料を減額するもの。

問 施行期日が3年7月1日からとなっているが、その理由は。

答 6月に支給する給与はすでに決定している。本議案が最終日の6月22日に可決されたとすると、6月分支給日が、6月21日であるので間に合わない点と、給料に合わせて期末手当も減額となり、期末手当支給日も6月15日であることから、5月と6月分については規定どおりに支給し、7月から減額を行いたいと考えるため。

問 90%の給料減額は市職員や議員へも強要する考えがあるのか。

答 特別職、職員に強要するものではない。もちろん議員にも市長の権限が及ぶところではない。

討論

反対

90%減額を異常なことだと考える。条例の期間は任期満了の日である7年4月30日までとのことであったが、市長

は新型コロナウイルス感染症が収束したときに解除したいと答弁している。公約は市民との約束であり、本人がその職にある限り、掲げ続け果たすものではないのか。また、市長は公人であり365日24時間、市の行財政運営、経済政策、さらに市民の健康と福祉を守るなど幅広い取組みが求められる。果たしてその業務に耐え得る給料であるのか。条例で定められている給料を受け取り、その給料以上につきかりと市民のくらしを守るために働くことが責任ある職務であると考え、反対する。

反対

市長の「コロナ禍で経済が低迷する中、苦境にあえぐ市民に寄り添い、つらさを共に乗り越えるため、市長報酬90%カットする」とした公約に基づき提案だと承知しているが、90%の減額は県内はどうか全国でみても法外な減額率になっており、新型コロナウイルス収束後の地域経済復興の足かせになるのではないかと危惧している。

一方で、今回の市長給料の減額提案については「秩父市まちづくり基本条例」に「う市と市民との「情報共有」や「協働」そして市民のまちづくりへの「参画」という基本原則をふまえた上で上程されたものでないことも明らかである。これを契機に「秩父市特別職報酬等審議会」を開催して、市長給料のあるべき姿について改めて市民の議論に委ねるという市民参画の手順を踏む必要があるとも考え、本案に反対する。

老人福祉センター条例の一部改正

趣旨 大滝老人福祉センターの機能を大滝総合支所へ移転することに伴い、大滝老人福祉センターを廃止するもの。

問 当該施設の移転・廃止について、地元町会などのように調整がされていたのか。

答 移転に伴い、小さな拠点づくり事業として平成27年度から進めていた事業であり、大滝総合支所へ移転する協議会の中で、町会も参加していた。ただ調整をしていた。



移転先の大滝総合支所

問 廃止後の大滝老人福祉センターは今後どのような扱いとなるのか。

答 貸与、譲渡、売却などを含め検討していく。

一般会計補正予算(第2回)

問 商工費国庫補助金の地方創生推進交付金1千万円の、具体的な事業についてはどのようなものか。

答 一般財団法人秩父地域地場産業振興センターと、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社が連携して行う、地域商社機能拡張を目的に、国に申請した地域再生計画が認められたことから、歳入補正したものである。事業については、地域商社機能拡張事業2千万円の財源として割り当てるものであり、この事業は地場産業振興センターに大型バスを利用した観光客の利用



の様子(本庁舎4階)

